

障政第36号
令和6年4月25日

障害を理由とする差別解消推進県民会議
構成団体・事業者 各位

静岡県健康福祉部障害者支援局長

令和6年度静岡県障害を理由とする差別を解消するための取組
に関する表彰（知事褒賞）候補者の推薦について（依頼）

日頃、障害福祉行政の推進につきまして、多大な御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例第23条において、「知事は、障害者及びその障害に対する理解を深めることにより障害を理由とする差別を解消するための取組に關し顕著な功績があると認められる者に対して、その功績を公表し、表彰することができる。」と定めています。

つきましては、下記のとおり表彰候補者を募集しますので、御協力をお願いいたします。

なお、応募のあった取組については、審査のうえ受賞者を決定し、秋頃に予定しております「障害を理由とする差別解消推進県民会議」（以下「県民会議」という。）において表彰式を実施する予定であることを申し添えます。

記

1 表彰の対象、基準等

障害のある人及びその障害に対する理解を深めることにより、障害を理由とする差別を解消するための取組に關し、特に顕著な功績が認められる県民、事業者及び団体（別添「（参考）対象となる取組例」及び別添過去受賞者・取組一覧を参考のこと）

2 応募手続き

- 自薦、他薦いずれも可とします（他薦は「県民会議」を構成する団体又は事業者による推薦のみとします。）。
- 別添様式「推薦調書」に必要事項を記入し（他薦の場合は推薦する団体又は事業者の了承を得ること）、取組内容が分かる資料（任意様式）及び定款又はこれに準ずる規約等を添付の上、郵送、持参又はメールにより下記担当あて提出をお願いします。

3 提出期限 令和6年5月22日（水）必着

4 提出先 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県健康福祉部障害者政策課障害者政策班 あて

担当 当 障害者政策課障害者政策班
電話番号 054-221-3599
E-mail shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

(参考) 静岡県障害を理由とする差別を解消するための取組に関する表彰
 (知事褒賞) 対象となる取組例

対象となる取組	具体例
<p>障害のある人及びその障害に対する理解を深めることにより、障害を理由とする差別を解消するための以下のいずれかの取組を行い、県民及び事業者の模範となるものであること。</p> <p>ア 障害のある人及びその障害に対する県民の理解を深める取組</p> <p>イ 障害のある人とない人の交流の機会を拡大及び充実するための取組</p> <p>ウ 障害のある人の意思疎通を支援する取組</p> <p>エ 障害のある人の安全かつ快適な行動を支援する取組</p> <p>オ その他障害を理由とする差別を解消するための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害に対する理解を深めるための研修会やシンポジウムの開催 ・ 障害のある人とない人が一緒に参加するイベント（スポーツ大会など）の開催 ・ 障害のある人が創作した芸術作品の発表機会の提供や、旅行や宿泊などの観光のサポートなど、障害のある人の社会参加を促進する取組 ・ 障害のある人に配慮した施設（設備）の整備や整備の支援の取組 ・ 障害のある人への配慮のための社員研修の実施 <p>※上記は考えられる取組の例示であり、対象は上記取組に限定されるものではない。</p>